

市民表彰推薦基準

（表彰対象者）

市民若しくは本市に関係ある個人又は団体で、次の事項のいずれかに該当される方を推薦してください。

- （1）本市の産業、教育、衛生、社会事業その他公益の増進に寄与され功労顕著な方
- （2）災害その他重大な事故を未然に防止し、あるいは人命を救助する等その措置が適切であり功労のあった方
- （3）永年篤行をつづけられている方などで真に市民の模範となる方
- （4）人目につかない領域に永年従事し、苦勞のわりに報いられることの少ない方

（留意事項）

推薦にあたっては、特に次の事項に留意され、選考してください。

- 1 1 地区（町会）又は1 団体1 名に厳選してください。
- 2 人目につかない領域に永年従事されている等、善行行為に年齢制限はありませんが、継続的な行為については、概ね5 年以上の活動をされている方。
- 3 この表彰は各種団体等の役員・委員の永年勤続表彰ではありません。
役員・委員歴の功績をもって推薦されることがありますが、表彰の制度をご理解の上、それ以外の功績をもって推薦してください。
- 4 役員歴等で特に功績顕著で推薦される場合は、現在各種団体等の役員に就任されていない方かつ6 0 歳以上の方に限ります。
- 5 既に市民、自治功勞、有功者表彰を受賞された方や、市民憲章実践会表彰、教育委員会表彰を受けられた方を推薦できません。（ただし、功績内容が異なる場合は推薦可）
- 6 単位団体及び他の団体から推薦されるときは、その所属する団体連合会等の代表者と協議のうえ、副申書を添付してください。

（その他）

- 1 表彰の適正を期するため、表彰審査会で選考いたしますので表彰が決定いたしますまで、被表彰者本人には知らせないでください。
- 2 この表彰は、功績を中心に審査いたしますので功績調書には、いつ、どこで、どうしたと具体的に功績、項目別に分けて明確に記入してください。